

国土地理院コンテンツ利用規約の主な改正箇所（令和 7 年 11 月 20 日）

1. 主な改正内容

国土地理院の「研究データ公開要領」において「国土地理院コンテンツ利用規約」によらないものは個別ルールを適用できるようになったことに伴い、「研究プロセス全般で生まれるデータ「研究データ」」が読めるよう改正（下表中列 4）ア及びイ）

2. 公共データ利用規約（1.0 版）並びに改正後及び改正前の国土地理院コンテンツ利用規約の比較表（下線赤文字：追記箇所、下線青文字：削除箇所）

【参考】「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の共通部分	国土地理院コンテンツ利用規約（令和 7 年 11 月 20 日）	【改正前】国土地理院コンテンツ利用規約
公共データ利用規約（第 1.0 版） 国又は地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について、広く二次利用を認める形で著作物の利用に対する考えを示すに当たり、できるだけ分かりやすく統一的なものとするため、各府省又は地方公共団体等の公的機関のウェブサイトの利用規約の本文として定めます。 1. 当ウェブサイトのコンテンツの利用について 当ウェブサイトで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の 1）～ 7）に定める利用ルール（以下「本利用ルール」といいます。）に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます（本利用ルールに従って利用できるコンテンツを、以下「本コンテンツ」といいます。）。商用利用も可能です。本コンテンツの利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。 なお、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権による保護の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。	コンテンツの利用 本サイトのコンテンツには特段の記載が無い限り公共データ利用規約（第 1.0 版）（PDL1.0）が適用されています。PDL1.0 のうち、本サイト独自の出典記載例や本利用ルールの適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については以下の「コンテンツの利用に係る公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」を参照してください。 コンテンツの利用に係る公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報 PDL1.0 における記載例部分について、個別の規定は以下のとおりです。	コンテンツの利用 本サイトのコンテンツには特段の記載が無い限り公共データ利用規約（第 1.0 版）（PDL1.0）が適用されています。PDL1.0 のうち、本サイト独自の出典記載例や本利用ルールの適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については以下の「コンテンツの利用に係る公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」を参照してください。 コンテンツの利用に係る公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報 PDL1.0 における記載例部分について、個別の規定は以下のとおりです。

【参考】「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の共通部分	国土地理院コンテンツ利用規約（令和 7 年 11 月 20 日）	【改正前】国土地理院コンテンツ利用規約
1） 出典の記載について ア 本コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下の例を参考に、実際の提供元や URL 等に置き換えて記載してください。URL リンクが使える場合は（）内の URL は該当する文言からリンクを張る形にすることもできます。また、本コンテンツに係る「公共データ利用規約（第 1.0 版）」に関する重要情報」に出典記載例が示されている場合には、以下の出典記載例の代わりにそちらの記載例を参考にしてください。 （出典記載例） 出典：D 庁ウェブサイト（当該ページの URL）、PDL1.0（規約原文ページの URL） 出典：「〇〇動向調査」（D 庁）（当該ページの URL）、PDL1.0（規約原文ページの URL）（〇年〇月〇日に利用）など イ 本コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったこと及びその主体を記載してください。また、本コンテンツに係る「公共データ利用規約（第 1.0 版）」に関する重要情報」に該当する記載例が示されている場合には、以下の記載例の代わりにそちらの記載例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国又は府省等（本コンテンツの提供者が地方公共団体等の公的機関の場合はその地方公共団体等の公的機関）が作成した未加工のままであるかのような態様で公表・利用してはいけません。 （本コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例） 「〇〇動向調査」（D 庁）（当該ページの URL）を加工して作成 「〇〇動向調査」（D 庁）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成 など 2） 第三者の権利を侵害しないようにしてください ア 本コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。本コンテンツの提供者が地方公共団体等の公的機関である場合はその地方公共団体等の公的機関以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有しているものがあります。本コンテンツの内、第三者が著作権を有しているものや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有し	1） 出典の記載について ア コンテンツを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下の例を参考にしてください。 （出典記載例） 出典：国土地理院ウェブサイト（当該ページの URL） ※学術論文や図書等に引用する際は、学会誌等が定めたルールに適した方法で引用してください。 イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。記載方法は以下の例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。 （コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例） 地理院タイル（標高タイル（基盤地図情報数値標高モデル））を加工して作成 「〇〇データ」（国土地理院）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成 2） 第三者の権利を侵害しないようにしてください	1） 出典の記載について ア コンテンツを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下の例を参考にしてください。 （出典記載例） 出典：国土地理院ウェブサイト（当該ページの URL） ※学術論文や図書等に引用する際は、学会誌等が定めたルールに適した方法で引用してください。 イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。記載方法は以下の例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。 （コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例） 地理院タイル（標高タイル（基盤地図情報数値標高モデル））を加工して作成 「〇〇データ」（国土地理院）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成 2） 第三者の権利を侵害しないようにしてください

【参考】「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の共通部分	国土地理院コンテンツ利用規約（令和 7 年 11 月 20 日）	【改正前】国土地理院コンテンツ利用規約
ているものについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。 イ 本コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。 （第三者に権利があるコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約（第 1.0 版）」に関する重要情報」に記載しています。）	ア コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。コンテンツのうち第三者が権利を有しているものの例は以下のとおりです。 例： SAR 解析結果 SAR 解析結果 は、国土地理院が解析したものであり、だいち（ALOS）の SAR データの所有権は経済産業省（METI）及び宇宙航空研究開発機構（JAXA）に、だいち 2 号（ALOS-2）及びだいち 4 号（ALOS-4）の SAR データの所有権は JAXA にあります。SAR 解析結果を引用する際には、次の例のようにクレジットを明記してください。 だいち（ALOS）の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA、METI』 『 Analysis by GSI from ALOS raw data of JAXA, METI 』 だいち 2 号（ALOS-2）の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA』 『 Analysis by GSI from ALOS-2 raw data of JAXA 』 だいち 4 号（ALOS-4）の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA』 『 Analysis by GSI from ALOS-4 raw data of JAXA 』 例：『地震予知連絡会会報』に掲載された記事 『地震予知連絡会会報』に掲載された記事の著作権は個々の記事の著者に属します。引用として認められる範囲を超えて、会報の内容を転載・複製される場合は著作権者の許可を得てください。手続等につきましては、地震予知連絡会事務局までお問い合わせください。	ア コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。コンテンツのうち第三者が権利を有しているものの例は以下のとおりです。 例： SAR 解析結果 SAR 解析結果 は、国土地理院が解析したものであり、だいち（ALOS）の SAR データの所有権は経済産業省（METI）及び宇宙航空研究開発機構（JAXA）に、だいち 2 号（ALOS-2）及びだいち 4 号（ALOS-4）の SAR データの所有権は JAXA にあります。SAR 解析結果を引用する際には、次の例のようにクレジットを明記してください。 だいち（ALOS）の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA、METI』 『 Analysis by GSI from ALOS raw data of JAXA, METI 』 だいち 2 号（ALOS-2）の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA』 『 Analysis by GSI from ALOS-2 raw data of JAXA 』 だいち 4 号（ALOS-4）の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA』 『 Analysis by GSI from ALOS-4 raw data of JAXA 』 例：『地震予知連絡会会報』に掲載された記事 『地震予知連絡会会報』に掲載された記事の著作権は個々の記事の著者に属します。引用として認められる範囲を超えて、会報の内容を転載・複製される場合は著作権者の許可を得てください。手続等につきましては、地震予知連絡会事務局までお問い合わせください。

【参考】「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の共通部分	国土地理院コンテンツ利用規約（令和 7 年 11 月 20 日）	【改正前】国土地理院コンテンツ利用規約
ウ 外部データベース等との API（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。 （外部データベース等との API 連携等により取得しているコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」に記載しています。） エ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。 3） 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて本コンテンツの一部には、個別法令により利用に制約があります。（個別法令による制約について特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」に記載しています。）	例：活断層図又は都市圏活断層図 活断層図又は都市圏活断層図を引用する場合は、調査者名を明記してください。 例）岡田篤正・廣内大助・松多信尚・宮内崇裕 （2017）：1：25, 000 都市圏活断層図「中津川」，国土地理院. 例：地理院地図（タイルデータ含む）のうち他機関の情報であることが示されているもの イ 外部データベース等との API（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。外部データベース等との API 連携等により取得しているコンテンツがある例は以下のとおりです。 例：地理院地図（タイルデータ含む）のうち他機関の情報であることが示されているもの 3） 個別法令による利用の制約があるコンテンツについてコンテンツの一部には、法令による制約があります。詳細は各法令を確認してください。 例：測量法に基づく基本測量成果の複製・使用に関する申請について 例：測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請については、当該測量成果を得た測量計画機関（国土地理院が行った公共測量成果については国土地理院）の承認を得る必要があります。詳しくは測量計画機関へ確認をお願いします。	例：活断層図又は都市圏活断層図 活断層図又は都市圏活断層図を引用する場合は、調査者名を明記してください。 例）岡田篤正・廣内大助・松多信尚・宮内崇裕 （2017）：1：25, 000 都市圏活断層図「中津川」，国土地理院. 例：地理院地図（タイルデータ含む）のうち他機関の情報であることが示されているもの イ 外部データベース等との API（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。外部データベース等との API 連携等により取得しているコンテンツがある例は以下のとおりです。 例：地理院地図（タイルデータ含む）のうち他機関の情報であることが示されているもの 3） 個別法令による利用の制約があるコンテンツについてコンテンツの一部には、法令による制約があります。詳細は各法令を確認してください。 例：測量法に基づく基本測量成果の複製・使用に関する申請について 例：測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請については、当該測量成果を得た測量計画機関（国土地理院が行った公共測量成果については国土地理院）の承認を得る必要があります。詳しくは測量計画機関へ確認をお願いします。

【参考】「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の共通部分	国土地理院コンテンツ利用規約（令和 7 年 11 月 20 日）	【改正前】国土地理院コンテンツ利用規約
4） 本利用ルールが適用されないコンテンツについて 以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。（別の利用ルールが適用されることが明示されているコンテンツがある場合は「公共データ利用規約（第 1.0 版）」に関する重要情報」に記載しています。） ア 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン イ 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールが適用されることが明示されているコンテンツ 5） 準拠法と合意管轄について ア 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。 イ 本利用ルールによる本コンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係る本コンテンツを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 6） 免責について ア 国（本コンテンツが国ではなく地方公共団体等の公的機関によって提供されている場合はその地方公共団体等の公的機関）は、利用者が本コンテンツを用いて行う一切の行為（本コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含みます。）について何ら責任を負うものではありません。 イ 本コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われるこ	例：「基準点成果等閲覧サービス」等は、測量法第 27 条第 3 項及び同法第 42 条第 1 項に基づき、測量成果及び測量記録を閲覧するためのものです。また、測量記録のうち点の記については「個人情報の保護に関する法律」第 69 条の対象となる保有個人情報を含むため、閲覧以外の利用はできません。 4） 本利用ルールが適用されないコンテンツについて 以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外<u>です。</u> ア 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン イ <u>具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、</u>別の利用ルールが適用され<u>ることが明示され</u>ているコンテンツ	例：「基準点成果等閲覧サービス」等は、測量法第 27 条第 3 項及び同法第 42 条第 1 項に基づき、測量成果及び測量記録を閲覧するためのものです。また、測量記録のうち点の記については「個人情報の保護に関する法律」第 69 条の対象となる保有個人情報を含むため、閲覧以外の利用はできません。 4） 本利用ルールが適用されないコンテンツについて 以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外<u>又は別の利用ルールが適用されています。</u> ア <u>適用外のコンテンツ</u> 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン イ 別の利用ルールが適用されているコンテンツ <u>ダウンロード可能な形式で提供しているソフトウェア（プログラム）に利用条件が設定されている場合は、当該利用条件が適用されます。</u>

【参考】「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の共通部分	国土地理院コンテンツ利用規約（令和 7 年 11 月 20 日）	【改正前】国土地理院コンテンツ利用規約
とがあります。 7) その他 ア 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。 イ 本利用ルールは、令和 6 年 7 月 5 日に定めたものです。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。なお、既に以前の政府標準利用規約にしたがってコンテンツを利用している場合は、引き続きその条件が適用されます。 ウ 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際ライセンス (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」といいます。)と互換性があります。国（本コンテンツが国ではなく地方公共団体によって提供されている場合はその地方公共団体）は、本利用ルールが適用される本コンテンツについて、利用者が CC BY に従って利用することを許諾します。 エ ウェブサイト全体についてのリンクポリシー、プライバシーポリシー、アクセシビリティや免責事項については、本利用ルールに基づく本コンテンツ利用に係る内容と矛盾しない限り、本利用ルールを採用する国又は地方公共団体等の側で自由に定められます。 オ 本利用ルールは地方公共団体によって提供されるコンテンツの利用ルールとして適用されることもあります。 カ 本利用ルールは、ウェブサイト全体だけでなく、個別のコンテンツに適用されることもあります。 キ 利用規約名の表記において簡略化を図るため「公共データ利用規約（第 1.0 版）」は「PDL1.0」と表記することがあります（利用者もそのように表記することも可能です。）。なお、PDL は「Public Data License」の頭文字から取ったものです。		